

# 視聴者には「知る権利」がある。

大切なこと、伝えてください。

当会は調査結果から、報道番組が明らかに放送法に抵触しているのではないかと、放送事業者および関係者へ調査を報告し、自発的な是正を求めています。

## ご存知ですか？日本の「報道番組事情」

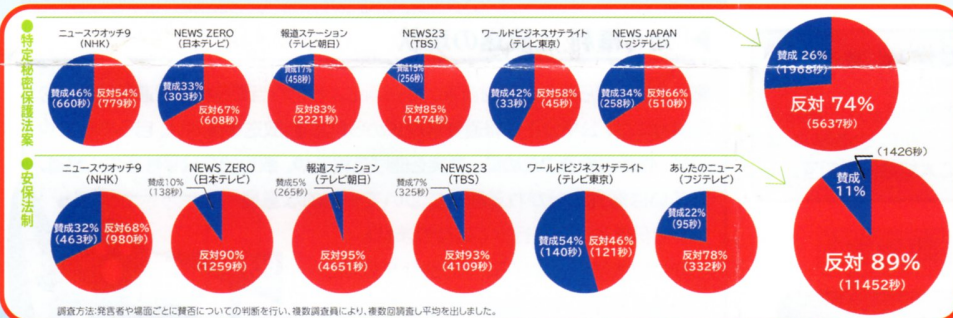
### 放送法第4条

放送事業者は、国内放送及び内外放送(以下「国内放送等」という。)の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一、公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二、政治的に公平であること。
- 三、報道は事実をまげないですること。
- 四、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

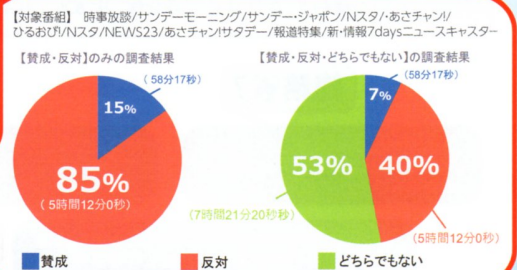
### 驚き！両論放送時間比較 (一般社団法人日本平和学研究所調べ)

各局報道番組における検証 (テーマ：特定秘密保護法案/安保法制)



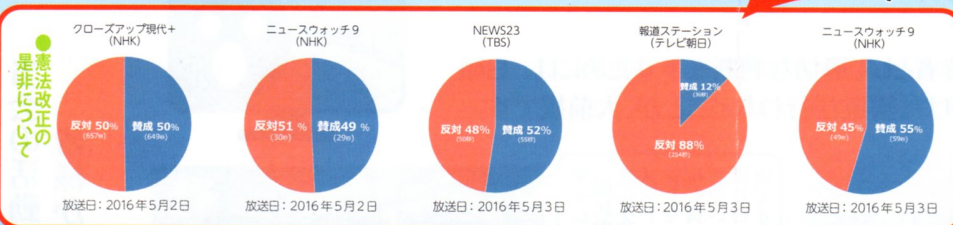
これらのグラフは当会が【「国論を二分するような政治課題」について、他方の見解のみを取り上げそれを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組】であるかどうか、TBSについては【一つの番組というよりは、放送事業者の番組全体を見て政治的に公平】であるかどうかを確認するために行った検証結果です。

### TBS報道・娯楽番組における検証 (テーマ：安保法制)



### 一部の番組ではテレビの政治的公平性が認識されてきた…?

2016年5月憲法記念日に際し放送された番組の検証 (テーマ：憲法改正の是非)



しかし、その後！

検証対象期間：2015年9月13日(日)～9月20日(日)  
2016.4.1 当会は、「TBS社による重大かつ明白な放送法4条違反と見られる件に関する声明」と題する声明とTBSへの公開質問状を发出了しました。

### TBSによるプレスリリース (2016.4.6)

「弊社は、少数派を含めた多様な意見を紹介し、権力に行き過ぎがないかをチェックするという報道機関の使命を認識し、自律的に公平・公正な番組作りを行っております。放送法に違反しているとはまったく考えておりません。」(抜粋)



呼びかけ人



すぎやま こういち (代表呼びかけ人・作曲家)



渡部 昇一 (上智大学名誉教授)



鍵山 秀三郎 (イエロー・ハット創業者)



渡辺 利夫 (拓殖大学学事顧問)



ケント・ギルバート (カリフォルニア州弁護士)



上念 司 (経済評論家)



小川 榮太郎 (事務局長・文藝評論家)

賛同人：弁護士、学者、他多数の皆様からご賛同とコメントをいただいております。

「放送法遵守を求める視聴者の会」は2015年11月の発足より、新聞意見広告や記者会見、TBSへの公開質問状の发出等を数回にわたり行ってまいりました。当会の活動は賛否を問わず新聞・雑誌・ネットなど多くのメディアに取り上げられ注目を集めておりテレビ報道のあり方に新たな一石を投じています。

<http://housouhou.com/>

放送法遵守を求める視聴者の会  
皆様のご賛同・ご支援をお待ちしております。



放送法遵守を求める視聴者の会 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-5-3  
大和屋第二ビル4階  
TEL: 03-6869-8116 FAX: 03-6800-1780 MAIL: housouhou@excite.co.jp

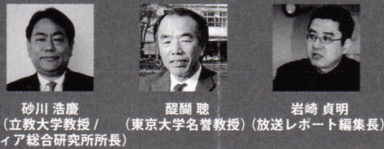


# 視聴者の会 活動紹介



▶2016.5.10  
田原総一郎氏と事務局長 小川榮太郎との対談が実現しました。  
(月刊 Hanada の7月号に特集掲載)

## 放送メディアの自由と自律を考える研究者有志



▶2016.6.16  
公開討論開催「テレビ報道と放送法——何が争点なのか」

## 放送法遵守を求める視聴者の会



民主主義の意味を問う  
出版: KKベストセラーズ  
放送法遵守を求める視聴者の会  
呼びかけ人 上念司 & 呼びかけ人・事務局長 小川榮太郎 共著  
日本人必読の一冊です  
2016年6月25日発売! 1,404円(税込)



「放送法」第4条を平然と無視し、私たち国民の「知る権利」を蹂躪し続けるテレビ局の間を、二人の論客が炙り出す。

一方的な考えをそれぞれ発信するだけではなく、まずは考えの違う者同士が同じ土俵で議論を重ねる姿を見せることが、視聴者の判断力を養うためにも重要であると考えます。

## 誰が国民の「知る権利」を守るの？ 総務省？ 政治家？ BPO？

テレビの報道に、違和感を感じたことはありませんか？もっと様々な角度から知りたいと感じたことはありませんか？

### ▶「知る権利」

「知る権利」は、憲法 21 条が明記する「表現の自由」と不可分の関係にある大切な権利です。私たち国民の「知る権利」が保障されるためには、行政機関が十分に情報を公開することと共に、報道機関が国民の「知る権利」に奉仕する報道を行うことが極めて重要です。

### ▶「知る権利」と放送法第4条

放送法は、その第4条において、事実を曲げず、政治的に公平で、意見の分かれる問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにする報道を、放送事業者に求めています。この条文には罰則規定がありませんので、放送事業者がこれを守らなくても罰を受けることはありません。しかし、この第4条は国民の「知る権利」に奉仕する放送を保つために、非常に大切な条文です。

### ▶「知る権利」と「報道の自由」

「報道の自由」も「知る権利」と共に、憲法 21 条が明記する「表現の自由」と不可分の関係にあるものです。ただし「報道の自由」の目的は、国民の「知る権利」に奉仕することであるからこそ、取材や発表が自由に行えること(=報道の自由)が大切となり、放送事業者が自分たちの利益や主義主張のために、偏った報道をいくらかでも流して良いという自由ではないのです。

### ▶「知る権利」と放送の現状

電波という限られた公共財産を、許認可により割り当てられて報道を行う放送事業者には、公平公正な報道姿勢が求められます。放送事業者は、自らの利益や思想・信条の表現のために、事実を曲げた報道や、政治的な公平性を欠く報道、あるいは意見の分かれる問題について一方的な意見ばかり伝える報道を行ってはいけません。しかし現状は残念ながら、一方的な意見ばかりを伝える不公平な報道が横行している状況になっています。

### 総務省？

憲法が保証する言論の自由との関係から行政による言論機関への指導を控えざるを得ない。

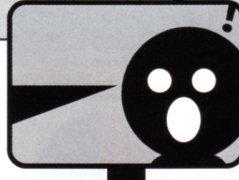
### 政治家？

テレビ報道に物申せば「言論弾圧」とバッシングされるため選挙民の声を届ける事さえ困難。

### BPO？

申し立てを受け付けるのは原則として個人の人権が侵害された場合。放送法4条よりも放送倫理に重点を置いている。

It's media



！ 私たち国民が、民主主義のもとで主権者として適切な判断を下すためには、日頃から放送法第4条を遵守するよう心がけた報道が行われることが、大前提です。

視聴者の会ホームページでは、放送法4条に照らしたテレビ番組の検証やニュースチェック、会の訴えを広めるための記者会見の様式や公開質問状及び回答、会と意見を異にする有識者の方々との公開討論の様子など、様々なコンテンツをご紹介します。ぜひ、一緒に報道の在り方について考えていきましょう！

- 公開討論動画
- 記者会見全文動画
- 公開質問状のやり取り
- ポスターダウンロード
- 週刊報道検証
- ニュースチェック
- 賛同者メッセージ
- WEB署名用紙ダウンロード

視聴者の会

検索

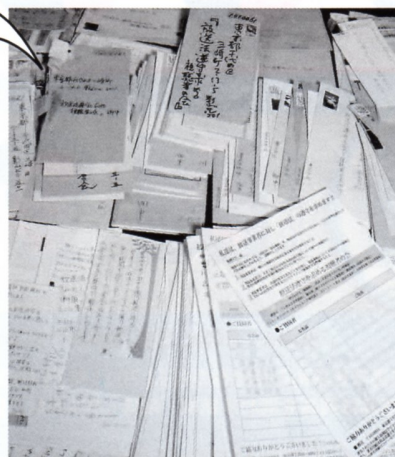
<http://housouhou.com/>

ホームページから、賛同・ご支援をお届けください

放送法遵守を求める視聴者の会

視聴者の会では現在、放送局に自発的に放送法第4条に則った、公平な報道を行ってもらうために、当会の「報道検証」をテレビ関係者に郵送しています。当会の全ての検証は、ホームページからご覧いただけます。

▼テレビのコメントレーターや司会者は平和な安楽法案の時に国民の理解が得られていないと言いがかり、正しい情報を伝えるようにもならない「反対」とか「わからない」とコメントしている人もいました。お金をもらって司会やコメントも責任があるのに、国民の理解が進まないのは自分たちにも責任があるのだ、と感じないのか、不思議な方たちだと思いましたが、わかからないのなら無責任な発言はしないでほしいと腹が立ちました。呼びかけ人の皆さまには大賛成です。乱筆お許しください。(浜松市・女性)



インターネットは苦手で...という方からの暖かいお手紙も沢山頂戴しております。

当会の活動をご覧になった皆様から賛同の声が続々！  
ありがとうございます！